4　各締約国は、一般に適用される新たな又は改正された法令であって物品（通過物品を含む。）の移動、引取りの許可及び通関に関するものについて、貿易業者及び利害関係を有する他の者が知ることができるよう、実行可能な限り、並びに自国の法令及び法制に適合する方法により、当該法令が効力を生ずる日の前に、可能な限り速やかに公表され、又は当該法令に関する情報が公に利用可能なものとされることを確保する。

5　この条のいかなる規定も、締約国が自国の言語以外の言語により情報を公表し、又は提供することを要求するものと解してはならない。

第四・六条　照会所

各締約国は、利害関係を有する者からの税関に係る事項に関する妥当な照会に回答し、並びに輸入、輸出及び通過のための所要の書式及び書類の取得を容易にするため、一又は二以上の照会所を指定する。

第四・七条　税関手続

1　各締約国は、自国の税関手続及び税関実務が、予見可能性、一貫性及び透明性があるものであること並びに物品の迅速な通関等を通じて貿易を円滑にすることを確保する。

2　各締約国は、可能な場合には、かつ、自国の関税法令が許容する範囲内で、自国の税関手続が世界税関機構の基準及び勧告された慣行に適合することを確保する。

3　各締約国の税関当局は、貿易を円滑にするために自国の税関手続を簡素化することを目的として当該自国の税関手続を見直す。

第四・八条　船積み前検査

1　各締約国は、関税分類及び関税評価に関して、船積み前検査を利用することを要求してはならない。

2　1の規定の対象とならない他の種類の船積み前検査を利用する締約国の権利を害することなく、各締約国は、当該他の種類の船積み前検査を利用することに関して新たな要件を導入せず、又は適用しないよう奨励される。

3　2に規定する船積み前検査とは、船積み前検査に関する協定の対象となる船積み前検査をいい、衛生植物検疫のための船積み前検査を排除するものではない。

第四・九条　到着の前の処理

1　各締約国は、物品の到着の時にその引取りの許可を迅速に行うことを目的として、物品の到着の前に処理を開始するため、物品の輸入のために必要とされる書類その他の情報の提出を認める手続を採用し、又は維持する。

2　各締約国は、適当な場合には、物品の到着の前に書類の処理を行うため、1に規定する書類その他の情報の電子的様式による事前の提出について定める。

第四・十条　事前教示

1　各締約国は、他の締約国からの物品の自国の領域への輸入の前に、輸入者、輸出者若しくは正当な事由を有する者又はこれらの者の代理人であって、全ての必要な情報が記載された書面による要請を提出したものに対して、次に掲げる事項に関する書面による事前の教示を行う。

(a)　関税分類

(b)　当該物品が前章（原産地規則）の規定に基づく原産品であるかどうか。

(c)　関税評価協定の規定に従って特定の事実関係に基づいて課税価額を決定する上で使用する適当な方法又は基準及びこれらの適用

(d)　締約国が合意する他の事項

2　締約国は、申請者が自国において法的代理人又は登録を有することを要求することができる。その要求は、中小企業に特有のニーズに対して特別の考慮を払い、可能な限り、事前の教示を申請する資格を有する者の範囲を制限するものであってはならない。当該要求は、明確な、かつ、透明性があるものとし、恣意的又は不当な差別の手段となってはならない。(注1、注2)

注1　締約国は、いずれかの締約国の要請があった場合には、物品に関する委員会を通じて、貿易の円滑化に対する寄与の観点から、この2の要求を見直すことができる。

注2　各締約国は、自国の登録手続が透明性があるものであり、申請が適時に処理され、並びに当該申請について行った決定及びその理由が申請者に対して書面により速やかに通知されることを確保する。

3　各締約国は、事前の教示を行う手続であって次の要件を満たすものを採用し、又は維持する。

(a)　事前の教示を申請するために必要な情報を特定すること。

(b)　各締約国が、事前の教示の申請に関する審査の過程のいかなる時点においても、当該申請を審査するために必要な追加の情報（物品の見本を含むことができる。）の提供を申請者に要請することができることを定めること。

(c)　事前の教示が、申請者によって提示された事実及び状況並びに意思決定を行う者が保有する他の関連する情報を根拠とすることを確保すること。

(d)　事前の教示が、関連する事実及びその決定の根拠を含むことを確保すること。

4　各締約国は、自国の公用語又は自国が決定する言語により事前の教示を行う。事前の教示については、全ての必要な情報が受領された後、合理的な、かつ、特定された方法により、定められた期限までに申請者に対して行うものとし、可能な限り、九十日以内に行う。各締約国は、事前の教示の申請よりも前に、当該事前の教示を行う期限を特定し、及び公表する。税関当局は、申請を受領した後特定された期限よりも遅く当該事前の教示を行うことについて合理的な理由を有する場合には、当該特定された期限が終了する前に、申請者に対して事前の教示の遅延の理由を通知する。

5　締約国は、事前の教示の基礎を成す事実及び状況が行政上又は司法上の審査の対象となっている場合には、当該事前の教示を行うことを拒否することができる。事前の教示を行うことを拒否する締約国は、関連する事実、状況及び自国が当該事前の教示を行うことを拒否することを決定した根拠を記載して申請者に対して書面により速やかに通知する。

6　締約国は、3(b)の規定に基づいて申請者に対して書面により要請した追加の情報が、その要請の時に決定した合理的な、かつ、特定された期限内に提供されなかった場合において、当該追加の情報を申請者に対して書面により要請しているときは、事前の教示の要請を拒否することができる。

7　各締約国は、事前の教示に関し、当該事前の教示の根拠となる法令及び行政規則並びに事実及び状況に変更が生じていないことを条件として、当該事前の教示が行われた日又は当該事前の教示において特定する他の日から有効なものとすることを定める。8の規定に従うことを条件として、事前の教示は、少なくとも三年間有効なものとする。

8　締約国は、次のいずれかの場合において、事前の教示を取り消し、修正し、又は無効とするときは、関連する事実及びその決定の根拠を記載して申請者に対して書面により速やかに通知する。

(a)　自国の法令又は行政規則に変更がある場合

(b)　不正確な情報が提供され、又は関連する情報が提供されなかった場合

(c)　当該事前の教示が根拠とした重要な事実又は状況に変更がある場合

(d)　当該事前の教示が誤っていた場合

9　締約国が事前の教示を遡及して取り消し、修正し、又は無効とすることができるのは、当該事前の教示が不完全な、不正確な、虚偽の又は誤認させる情報を根拠としていた場合に限る。

10　締約国が行う事前の教示は、当該事前の教示を要請した申請者について当該締約国を拘束する。

11　各締約国は、少なくとも次の事項を公表する。

(a)　事前の教示の申請のための要件（提供すべき情報及び様式を含む。）

(b)　事前の教示を行う期限

(c)　事前の教示の有効期間

12　各締約国は、商業上の秘密の情報を保護する必要性を考慮しつつ、事前の教示に関する情報であって、他の利害関係者にとって重要な利益があると認めるものを公に利用可能なものとすることができる。

第四・十一条　物品の引取りの許可

1　各締約国は、締約国間の貿易を円滑にするため、効率的な物品の引取りの許可のための簡素化された税関手続を採用し、又は維持する。この1の規定は、締約国に対し、自国が課する引取りの許可のための要件が満たされていない場合において物品の引取りを許可することを要求するものではない。

2　各締約国は、1の規定に従い、自国の関税法令の遵守を確保するために必要な期間を超えない期間内（可能な限り、物品が到着し、かつ、通関に必要な全ての情報が提出された時から四十八時間以内）に物品の通関を許可する手続を採用し、又は維持する。